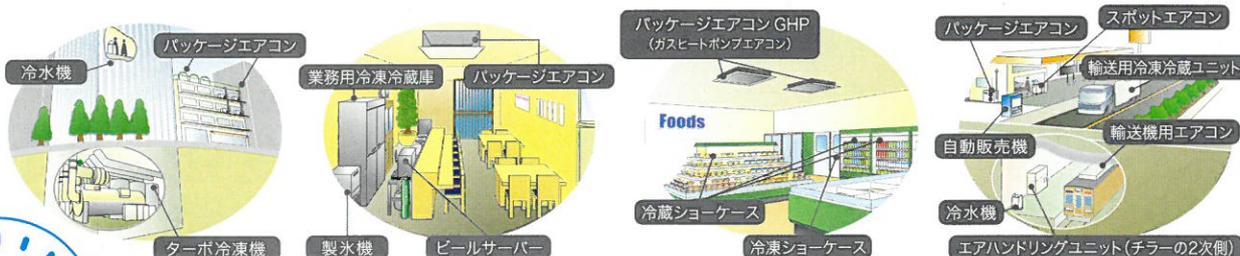


# フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 (フロン排出抑制法)

～ 平成27年4月1日施行 ～

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる  
フロン類(CFC、HCFC、HFC)の排出抑制のため  
フロン類を使用している業務用エアコン・冷凍冷蔵機器の管理者(所有者等)は  
機器及びフロン類を適切に管理する義務があります



## 機器の設置に関する義務

### ■ 機器の適切な場所への設置

確認!

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全  
◆ 振動源を周囲に設置しない、  
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う 等

## 機器の使用に関する義務

### ■ 機器の点検の実施(裏面※1参照)

点検!

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、  
専門的な定期点検を実施  
◆ 義務の履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を  
検討ください。

### ■ 漏えい防止措置/未修理の機器への冷媒充填\*の禁止

修理!

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施  
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止

\* フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ  
委託する義務があります。

### ■ 点検等の履歴の保存

記録!

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄までの記録簿の保存

### ■ フロン類算定漏えい量の算定・報告(裏面※2参照)

算定!  
報告!

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定  
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告

◆ 報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。  
◆ 義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。

## 機器の廃棄等に関する義務

### ■ 機器廃棄時などのフロン類回収\*の徹底

回収!

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」又は「委託確認書」の交付、  
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担

\* フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ  
委託する義務があります。

# ※1

## 機器の点検の実施について

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つがあります。

- 全ての業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検  
(製品外観の目視確認などを3月に1回以上)
- 一定規模以上の業務用エアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検  
(専門家による点検を下記の頻度で実施)

機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力	定期点検の頻度
7.5kW以上の冷凍冷蔵機器	1年に1回以上
50kW以上のエアコン	1年に1回以上
7.5kW以上50kW未満のエアコン	3年に1回以上

定格出力は、エアコン・冷凍冷蔵機器の室外機などの銘板に記載された「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。  
不明な場合は、カタログを確認するかメーカーに問い合わせしてください。

# ※2

## フロン類の漏えい量の算定・報告について

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

フロン類算定漏えい量(CO<sub>2</sub>-t)

$$= (\text{機器整備時の充填量(kg)} - \text{機器整備時の回収量(kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO<sub>2</sub>-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

**フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、  
以下のような罰則があります。**

- フロン類をみだりに放出した場合…………… **1年以下の懲役又は50万円以下の罰金**
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、… **50万円以下の罰金**  
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告・虚偽報告の場合 … **10万円以下の過料**

### 【問い合わせ先】

岡山県環境文化部環境企画課 ☎ 086-226-7299 〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

岡山県備前県民局地域政策部環境課 ☎ 086-233-9806 〒700-8604 岡山市北区弓之町 6-1

<管轄区域：岡山市 玉野市 備前市 瀬戸内市 赤磐市 和気町 吉備中央町>

岡山県備中県民局地域政策部環境課 ☎ 086-434-7066 〒710-8530 倉敷市羽島 1083

<管轄区域：倉敷市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市 浅口市 早島町 里庄町 矢掛町>

岡山県美作県民局地域政策部環境課 ☎ 0868-23-1227 〒708-8506 津山市山下 53

<管轄区域：津山市 真庭市 美作市 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町>

環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室 ☎ 03-3581-3351 (代表)

経済産業省製造産業局化学物質管理課オゾン層保護等推進室 ☎ 03-3501-1511 (代表)